

各市町村介護保険主管課長
地域密着型サービス外部評価機関の長 } 殿

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価
(外部評価機関によるもの)の対応について(通知)

「岡山県地域密着型サービス評価実施要領」(以下「要領」という。)に基づき実施している認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価で、実施回数を2年に1回とする要件については、令和5年度の取り扱いを下記のとおりとします。

ついては、市町村におかれましては、必要に応じて認知症対応型共同生活介護事業所に対し御周知願います。

記

1 外部評価の実施回数を2年に1回とする要件

(1) 要領2(4)で、「外部評価を5年間継続して実施している」としているが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、外部評価を「**書面のみによる調査(※)**」により実施した場合は、やむを得ない事情によるものとし、5年間継続要件に該当していると判断できる。

一方、中止した場合(免除を受けた場合を除く。)は、継続要件を満たさないものとする。なお、外部評価機関は、書面のみによる調査(※)により評価をした場合は、外部評価結果(別紙4)の評価機関欄に【**書面のみによる調査**】と記載すること。

※「書面のみによる調査」とは、「事業所を訪問せず、書面(電話やインターネットなどの通信手段を併せて利用する場合を含む。)により調査すること」とする。

(2) 要領2(4)イで、「運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の開催を文書による情報提供・報告、延期又は中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を充たしたものとして要件を判断できる。

(3) 要領2(4)ウで、「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、市町村職員等が出席できない場合は、やむを得ない事情によるものとし、出席したものとして要件を判断できる。

(次ページへ続く)

2 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。）上の位置づけの変更後（令和 5 年 5 月 8 日以降）について

(1) 上記 1 (1) の取扱いについて、令和 5 年 5 月 8 日以降に実施の外部評価については、「書面のみによる調査」を認めません。

(2) 上記 1 (2) 及び (3) の取扱いについて、令和 5 年 5 月 1 日付け、厚生労働省事務連絡（別紙参照）のとおり、臨時的な措置は原則として、令和 5 年 5 月 7 日をもって終了します。

ただし、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限り、上記 1 (2) 及び (3) を認める臨時的な取扱いとしますので、ご留意願います。

3 対応一覧表

上記及び過去の通知を踏まえると、下記のとおりとなる。

令和 4 年度の外部評価	令和 5 年度の外部評価の対応	
	5 年継続要件を満たす	5 年継続要件を満たさない
未実施又は免除を受けた事業所	免除申請不可、外部評価実施	
令和 4 年度中に実施した事業所	免除申請可	免除申請不可、外部評価実施

(参考)

本通知は、「外部評価機関による外部評価」について記載したものであるが、別途「運営推進会議を活用した評価」を選択して実施することも可能である。この場合、実施回数を 2 年に 1 回とすることはできない。

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等別紙 1 に掲げる一連の事務連絡（以下「コロナ特例事務連絡」という。なお、本事務連絡における、各コロナ特例事務連絡の呼称は別紙 1 を参照すること。）でお示ししているところである。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和 5 年 5 月 8 日以降）においては、下記のとおりに分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととしたので（一覧は別紙 2 参照）、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があることを承知されたい。

記

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。

2-（1） 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

2-（2） 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用がなされるよう、貴担当主幹部（局）において十分な監督を行うこと。

以上

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5.05.01)

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
-2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。

※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。